

更別村農業委員会議事録

令和6年 第12回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和6年12月19日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和6年12月19日（13時30分開会、14時30分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

2番 本多委員 3番 早坂委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 職権による地目変更登記の通知について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整
について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 令和6年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について
- ② 2025年農業委員会手帳の配布について
- ③ 令和7年第1回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和6年第12回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さん年末のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日ですが、報告事項3件、議案6件となっておりますが、6件の中で許可申請が14件とか、やらなければならないので、てきぱきとやりたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。2番 本多委員、3番 早坂委員、それぞれよろしく願い致します。

5. 議件の審議状況

- (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。10月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

給付関係です。内容は議案のとおりで、いずれも第三者への経営継承の手続き完了によるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。
農地法第5条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

まず(1)の方ですが、農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案の資料をお願い致します。議案資料1頁になります。完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。

続いて(2)の方ですが、農地法第5条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案の資料をお願い致します。議案資料2頁になります。完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。

現地確認につきましては、1件目については担当委員にお願いをしてお

ります。2件目については、許可申請の時点から事業規模が大きく、適切な転用面積かどうかを地区担当委員として判断するのは困難なことから、地区担当委員の現地確認を省略しておりますが、事務局で現地を確認しております。

【議長】 それでは1件目について現地確認いただいた日光委員より報告お願い致します。

【日光委員】 12月9日現地にて、計画通り既存畜舎を増築して供用していることを確信いたしました。

【議長】 ただ今担当委員から報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

11月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借5件のあっせんが成立しております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借2件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借4件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借5件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 それではただ今説明がありましたが、1件目と2件目についてあっせん委員長を務められました瀬田川委員より報告お願い致します。

【瀬田川委員】 11月21日定例総会終了後に、あっせん委員会を、私と高橋英樹委員、高橋秀範委員、本多委員で行いまして、書類あっせんと言任状によるあっせんということで、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 続いて、3件目から5件目について、あっせん委員長を務められました本多委員より報告お願い致します。

【本多委員】 同じく11月21日定例総会終了後にあっせん委員会を、私と瀬田川委員、高橋英樹委員、高橋秀範委員とあっせんを行いました。委任状によるあっせんということで、無事に成立しました。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(4) 議案第1号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。何れも登記上の地目は畑以外ですが、現況は畑となっております。

1件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。3頁に図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。4頁に図面を付けております。

現地調査につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは、1件目について、現地確認いただいた細川委員の方より報告お願い致します。

【細川委員】 12月13日に現地に赴きまして、畑として利用されていることを確認いたしましたことから、地目変更登記を行う事が適当と判断いたしました。

【議長】 続いて、2件目について、現地確認いただいた井上委員の方より報告をお願いします。

【井上委員】 12月10日現地に赴き、畑として利用されていることを確認したことから、地目変更登記を行う事が適当であると判断いたしました。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。まず1件目について、ご意見ご質問等があればお願いします。
(質疑等無)

【議長】 なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは通知するものと致します。
続いて2件目について、ご意見ご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議長】 なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは通知するものと致します。

(5) 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは次に進みます。議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局】 議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

解約後は改めて農地法3条の許可申請が出されております。

【議長】 合意解約の説明がありました。この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。

(6) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。

利用権設定等14件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、1件目から6件目は来年からの後継者への経営継承に係る使用貸借、7件目は経営継承に伴う貸貸借の名義変更、8件目は新たな貸貸借、9件目から13件目がすでに経営移譲している方の贈与、14件目はあらたな使用貸借となっており、このうち1件目から6件目までと9件目から13件目までは、所有しているすべての農地を相手方に処分するものですので、図面の添付を省略させていただいております。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。5頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、8頁左の「5権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、9頁右の「10 周辺地域の関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。10頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。14頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って4件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。18頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って5件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。21頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って6件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。25頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って7件目、こちらは経営継承に伴う賃貸借の名義変更ということで、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。29頁に図面、30頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って8件目、こちらは新たな権利設定ということで、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。33頁に図面、34頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って9件目、ここからは親子間の贈与になります。内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。37頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って10件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。40頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ

要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 11 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。44 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 12 件目、内容は議案のとおりです。

ここで、1 枚物の片面刷で右上に「全部効率利用要件」と書かれた資料をご覧ください。今回親子間で贈与をしたいということで、資料の左側の枠になります「農地法関係事務に係る処理基準について、第 3、3」とあり、その下の文章の 4 行目「なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から 1 年以上先である場合には、所有権の取得を認めないことが適当である。」と示されています。今回所有権を取得しようとする者は息子さんになりますが、法人の構成員ですので、贈与を受けた農地は個人で使用するのではなく法人へ貸し出すこととなります。息子さん本人がこの先個人的に農地を使用する時期は未定ですので、処理基準に基づけば所有権の取得を認めないこととなります。

ただし、左側の枠の下段の文章を見ると「ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする。」とあります。現在お父さんが法人に貸している農地を構成員である息子さんに所有権移転する場合、法人がその農地を利用して引き続き効率的に農業を営むと認められれば、息子さんが個人的に農地を利用できる時期に関わらず所有権取得を認めることができるということとなります。

また、右側の下の枠に移りますと「農地所有適格法人が貸借している農地について、当該法人の構成員（出資者）が当該農地を購入する場合においては、当該法人が、当該農地を利用し続ける場合に限り、構成員に対し所有権移転の許可をすることが可能とされている。 ※所有権移転を行う際に、当該農地の貸借について解約を行うと、当該法人が貸借している農地ではなくなることから、許可できなくなる。」と示されています。法人がお父さんから借りている農地の使用貸借契約を解約すると 3 行目に記載の「利用し続けている場合」から外れてしまい、構成員である息子さんへの贈与の許可ができなくなるため、お父さんと法人の使用貸借契約は解約せずに贈与に係る 3 条申請を行うものです。

議案資料をご覧ください。48 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 13 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。52 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 14 件目、内容は議案のとおりです。

こちらは、法人の構成員が村の所有する農地の所有権を取得したいということで、さきほど 12 件目で説明しましたが、法人の構成員は一般的には農地を取得することは認められませんが、法人に権利を設定されている農地は、引き続き法人が利用する場合には取得出来ることとなります。そこで、一旦農地の耕作の権利を法人に持たせ、その後に構成員が農地の所有権を取得するという 2 段階での手続きを行う事としておりまして、まずは前段の法人への権利設定を行うものです。

議案資料をご覧ください。55 頁が図面になります。56 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認の報告をしていただきたいと思います。1 件目について、日光委員お願い致します。

【日光委員】 12 月 4 現地に赴き、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 次に、2 件目について、高橋秀範委員お願い致します。

【高橋秀範委員】 11 月 6 日に現地を確認しましたところ、畑として使用されていることを確認しました。

【議長】 次に、3 件目について、まず瀬田川委員お願い致します。

【瀬田川委員】 本日 12 月 19 日、現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、日光委員お願い致します。

【日光委員】 12月4日現地にて、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 次に、4件目について、まず田中委員お願い致します。

【田中委員】 12月4日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、高橋秀範委員お願い致します。

【高橋秀範委員】 11月6日畑として利用されていることを確認しました。

【議長】 次に、5件目について、高橋秀範委員お願い致します。

【高橋秀範委員】 11月6日に、畑として利用されていることを確認しました。

【議長】 次に、6件目について、まず高橋英樹委員お願い致します。

【高橋英樹委員】 11月9日に現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 12月3日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 次に、7件目について、日光委員お願い致します。

【日光委員】 12月4日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 次に、8件目について、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 12月3日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 次に、9件目について、高橋秀範委員お願い致します。

【高橋秀範委員】 12月3日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認しました。

【議長】 次に、10件目について、高橋秀範委員お願い致します。

【高橋秀範委員】 12月3日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認しました。

【議長】 次に、11件目について、まず井上委員お願い致します。

【井上委員】 11月29日に現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、田中委員お願い致します。

【田中委員】 12月4日に現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、高橋秀範委員お願い致します。

【高橋秀範委員】 12月3日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、家常委員お願い致します。

【家常委員】 12月13日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認しました。

【議長】 次に、12件目について、まず早坂委員お願い致します。

【早坂委員】 12月11日に現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、日光委員お願い致します。

【日光委員】 12月4日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、瀬田川委員お願い致します。

【瀬田川委員】 12月19日日本日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 12月3日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 次に、13件目について、本多委員お願い致します。

【本多委員】 12月5日に現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 次に、14件目について、細川委員お願い致します。

- 【細川委員】 12月13日に現地へ赴き、畑として活用されていることを確認しました。
- 【議長】 それでは、しばらく時間を取りますので、議案及び資料の内容の確認をお願いいたします。その後でご審議いただきたいと思います。
(各委員申請内容確認)
- 【議長】 いかがでしょうか、確認していただけたでしょうか？
それでは、まず1件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、2件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、3件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、4件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、5件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、6件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、7件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、8件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、9件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、10件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、11件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、12 件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、13 件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、14 件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。

(7) 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等 6 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 1 件目で報告したものです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 2 件目で報告し

たものです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりで、報告第3号の3件目で報告したものです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりで、報告第3号の4件目で報告したものです。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりで、報告第3号の5件目で報告したものです。

売買の1件目、内容は議案のとおりです。

なお、本件は前回の定例総会において、所有権移転調整についての報告と、買入協議の要請についての審議をしております。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、藤澤委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

(藤澤委員退室)

【議 長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(藤澤委員入室)

【議 長】 続いて、賃貸借2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借 5 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、売買の 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(8) 議案第 5 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製
について

【議 長】 次、議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等

候補者名簿の調製について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について説明致します。

北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第3の7に基づき、あっせん譲受等候補者名簿を次の頁からのとおり調製してよろしいか審議をお願い致します。

こちらは前回の定例総会で事前に名簿の案を配布しそれぞれご確認いただいております、一部修正を行ったほか、本定例総会の議案の中で許可・決定等したもののうち反映できるものを修正しております。

なお、議案につけている名簿は文字が小さいため、担当地区ごとに拡大した名簿を別に配布しておりますのでご活用ください。

専従者の人数には経営主を含めるのと、法人は出資等をしている構成員の人数としています。

【議長】 これは前回の定例会のときにそれぞれ担当委員に確認をいただいているところではありますが、この記載につきまして、何か今の段階で誤り等あれば報告お願いしたいのと、その他に何かご意見があればお伺い致します。
この候補者名簿について、何かありますか？

【田中委員】 53番ですが、女子専従者が追加で。

【事務局長】 法人なので、構成員の人数としています。

【田中委員】 もう一件、54番の住所が違っています。

【瀬田川委員】 142番ですが、専従者で男性が1名女性が3ということでした。

【事務局長】 構成員の構成とは違ってきます。

【議長】 親子が別個に家を建てて、地番が違う時に直っていない時があるので、気を付けて見るようにしていただきたいと思います。
他にありますか？

【家常委員】 年が明けてから専従者に入るのは、ここに含めるべきかどうか。

【事務局長】 1月1日現在ということなので、来年であれば来年でお願いします。

【議長】 他にありますか？

(質疑等無)

【議長】 特に無ければ、今の修正した内容で名簿を作成し決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

(9) 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

賃貸借1件と売買1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料61頁に申出地の図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料62頁に申出地の図面を付けております。

なお、1件目は従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借1件と売買1件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、1件目については従前と変わりがないので、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。

1件目のあっせん委員ですが、日光委員、早坂委員、田中委員、家常委員。よろしくお願い致します。

1件目のあっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょ

うか？

(「はい」の声)

2件目のあっせん委員ですが、細川委員、高橋英樹委員、高橋秀範委員、藤澤委員。よろしくお願い致します。

※あっせんの日程調整

【議 長】 それでは2件目のあっせん委員会を1月10日 13時30分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。
以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和6年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について

【議 長】 それではその他に移ります。1番目、令和6年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について、説明お願い致します。

※資料について、事務局より説明。例年通り1人1,000円とする。

(2) 2025農業委員会手帳の配布について

【議 長】 2番目、2025農業委員手帳の配布について、説明お願い致します。

※手帳を配布。

(3) 令和7年 第1回農業委員会定例総会について

※第1回定例総会は、1月23日（木）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 これで定例会の方は終わりたいと思います。皆さんご苦勞様でした。